により控除された額

［五　略］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和八年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.75 + B$$

算式の符号

［略］

B　令和７年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第一号の額

三　令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和八年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

2　令和八年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該指定市にあつては地方特例交付金法第二条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とし、当該年度の当該市町村（指定市を除く。）にあつては同条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とする。

2　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該新指定市にあつては地方特例交付金法第二条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽油引取税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額

により控除された額

［五　同上］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和七年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.75 + B$$

算式の符号

［同左］

B　令和６年度減収補塡債のうち法人事業税交付金に係るものの額の100分の75に相当する額

ロ　令和七年改正前の省令第三十七条の四の二の額

三　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除した額

四　令和七年改正前の省令附則第十九条の二第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

2　令和七年度に限り、第五十条第一項第七号の四の二の規定の適用については、同号中「第三十七条の四の二」とあるのは、「附則第十九条の二第一項」とする。

（地方特例交付金の基準額の算定方法）

第十九条の四　地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該市町村の地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額とする。

2　合併関係市町村に係る地方特例交付金の基準額は、当該年度の当該新市町村の地方特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額を当該合併関係市町村の人口によつて按分した額とする。